

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	公 告
○遊泳区域の指定(中丹広域振興局、丹後広域振興局) <small>ページ</small> 455	○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (山城広域振興局) 460
○京都府新しい商店街づくり総合支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示 (中小企業総合支援課) 457	○土地改良区の定款変更の認可 (南丹広域振興局) 461
○保安林の指定予定の通知 (中丹広域振興局) 458	○土地改良事業計画の変更認可 () () ()
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (京都林務事務所) 459	○都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) ()
○公共測量の実施 (用地課) ()	○都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (山城北土木事務所) ()
○道路の区域変更 (山城北土木事務所) ()	○都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧 () () ()
○道路の供用開始 () () 460	○都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの縦覧 () () ()
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (住宅課) ()	○都市計画法に基づく工事完了 (乙訓土木事務所、山城北土木事務所) 462
○京都府府営住宅条例に基づく数値及び京都府府営住宅条例施行規則に基づく数値を定めた告示の一部改正 () () ()	教育委員会
	○落札者の決定 ()
	公安委員会
	○京都府道路交通規則の一部を改正する規則 ()

告 示

京都府告示第340号

京都府遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例(平成26年京都府条例第7号)第8条第1項の規定により、次の区域を遊泳区域として指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

令和6年6月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 区域

海水浴場の名称	所在地	区域の表示	遊泳区域の指定期間
野原海水浴場	舞鶴市字野原	次の図のとおり	令和6年7月1日から同年8月20日まで
竜宮浜海水浴場(三浜区)	() 字三浜	()	令和6年7月1日から同年8月31日まで

竜宮浜海水浴場（小橋区）	舞鶴市字小橋	次の図のとおり	令和6年7月1日から同年8月31日まで
神崎海水浴場	〃 字西神崎	〃	〃

(2) 縦覧場所 京都府文化生活部安心・安全まちづくり推進課及び京都府中丹広域振興局地域連携・振興部総務防災課

2(1) 区域

海水浴場の名称	所在地	区域の表示	遊泳区域の指定期間
天橋立海水浴場	宮津市字文珠	次の図のとおり	令和6年7月13日から同年8月18日まで
天橋立府中海水浴場	〃 字江尻	〃	〃
丹後由良海水浴場	〃 字由良	〃	令和6年7月13日から同年8月16日まで
本庄浜海水浴場	与謝郡伊根町字本庄浜	〃	令和6年7月13日から同年8月18日まで
泊海水浴場	〃 〃 字泊	〃	〃

(2) 縦覧場所 京都府文化生活部安心・安全まちづくり推進課及び京都府丹後広域振興局地域連携・振興部宮津地域総務防災課

3(1) 区域

海水浴場の名称	所在地	区域の表示	遊泳区域の指定期間
八丁浜海水浴場	京丹後市網野町浅茂川	次の図のとおり	令和6年7月13日から同年8月18日まで
琴引浜遊海水浴場	〃 網野町掛津	〃	〃
琴引浜掛津海水浴場	〃 〃	〃	令和6年7月6日から同年8月18日まで
小浜海水浴場	〃 網野町小浜	〃	令和6年7月13日から同年8月18日まで
浜詰夕日ヶ浦海水浴場	〃 網野町浜詰	〃	〃
高嶋海水浴場	〃 丹後町上野	〃	〃
久僧海水浴場	〃 丹後町久僧	〃	〃
立岩・後ヶ浜海水浴場	〃 丹後町間人	〃	令和6年7月6日から同年8月18日まで
砂方海水浴場	〃 〃	〃	令和6年7月13日から同年8月19日まで
竹野海水浴場	〃 丹後町竹野	〃	令和6年7月13日から同年8月18日まで
中浜海水浴場	〃 丹後町中浜	〃	令和6年7月13日から同年8月21日まで
蒲井浜海水浴場	〃 久美浜町蒲井	〃	令和6年7月13日から同年8月18日まで
箱石浜海水浴場	〃 久美浜町湊宮	〃	〃
小天橋・葛野浜海水浴場	〃 〃	〃	〃

(2) 縦覧場所 京都府文化生活部安心・安全まちづくり推進課及び京都府丹後広域振興局地域連携・振興部総務防災課

京都府告示第341号

京都府新しい商店街づくり総合支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年6月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府新しい商店街づくり総合支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府新しい商店街づくり総合支援事業費補助金交付要綱（平成10年京都府告示第411号）の一部を次のように改正する。

第1条中「商店街団体等」の右に「、中小企業者等」を加える。

第2条第2号サ中「同じ。）が」を「この号において同じ。）が」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 中小企業者等 次に掲げる者をいう。

ア 小売業、サービス業又は医療業に属する事業を主たる事業として営む中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）であって、次のいずれにも該当しないもの

(ア) 中小企業者以外の者（事業を営む個人及び会社に限り、ベンチャーキャピタル（中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）第2条に規定する中小企業投資育成株式会社又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）との間に、総株主又は総社員の議決権の2分の1以上に相当する議決権を単独で有する関係（以下「直接支配関係」という。）がある者

(イ) 中小企業者以外の者及び当該者との間に直接支配関係がある者（事業を営む個人及び会社に限り、ベンチャーキャピタルを除く。）との間に、総株主又は総社員の議決権の3分の2以上に相当する議決権をこれらの者が共同で有する関係がある者

(ウ) 中小企業者以外の者の役員又は職員を兼ねている者が役員の総数の2分の1以上を占めている者

イ 常時使用する従業員の数が300人以下の医療法人

ウ 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の完了の日までに個人事業の開業の届出をして事業を営む個人（中小企業者（小売業、サービス業又は医療業に属する事業を主たる事業として営む者に限る。以下この号において同じ。）に該当することとなるものに限る。）又は同日までに中小企業者若しくはイに掲げる医療法人に該当する法人の設立を行い、その代表者となる者

エ その他知事が適当と認める者

第3条中「補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）」を「補助事業」に改める。

別表の1の項中「及び(3)」を「、(3)及び(4)の事業内容」に、

(2) 商店街創生センターによる支援を通じて把握した地域の課題の解決のために2以上の商店街団体等又は1以上の商店街団体等と1以上の特定非営利活動法人（商店街運営等特定非営利活動法人を除く。）とが連携して行う事業であって、その具体的な目標及び方法を定めた計画に従い、空き店舗等の活用等により行われるもの	商店街振興組合、事業協同組合、事業協同小組合、任意団体、商工会、商工会議所、特定一般財団法人、商店街組合、特定非営利活動法人、まちづくり事業者その他知事が適当と認めるもの	報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、通信運搬費、広告料、使用料及び賃借料（店舗の賃借料にあつては、6月間の賃借に係るものを限度とする。）、委託料、工事費、修繕費又は備品購入費	3分の2以内	500万円
--	---	---	--------	-------

を

(2) 商店街等において実施される子育て応援型事業のうち、(1)以外の事業	(1)の補助事業者及び中小企業者等（商店街団体等の組合員又は会員であるものに限る。）	消耗品、使用料及び賃借料（店舗の賃借料を除く。）、委託料又は備品購入費	3分の2以内	20万円。ただし、補助金の合計額が1万円未満となる場合は、補助の対象としない。
(3) 商店街創生センターによる支援を通じて把握した地域の課題の解決のために2以上の商店街団体等又は1以上の商店街団体等と1以上の特定非営利活動法人（商店街運営等特定非営利活動法人を除く。）とが連携して行う事業であって、その具体的な目標及び方法を定めた計画に従い、空き店舗等の活用等により行われるもの	商店街振興組合、事業協同組合、事業協同小组、任意団体、商工会、商工会議所、特定一般財団法人、商店街組合、特定非営利活動法人、まちづくり事業者その他知事が適当と認めるもの	報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、通信運搬費、広告料、使用料及び賃借料（店舗の賃借料にあつては、6月間の賃借に係るものを限度とする。）、委託料、工事費、修繕費又は備品購入費	3分の2以内	500万円

に、「(3) 商店街創生センター」を「(4) 商店街創生センター」に改める。

附 則

この告示は、令和6年6月28日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。



京都府告示第342号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和6年6月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 保安林予定森林の所在場所

福知山市大江町河守小字茶ヤケ谷990の2、1114、1114の1、1114の2、1115、1115の1、1149の1、1149の2、1150、1150の乙、1151、1151の乙、1152、1153、1153の乙、1154、1154の乙、1154の丙、1155、1155の乙、1156、1156の乙、1157、1157の乙、1158から1162まで、1165の2、1165の乙、8110から8118まで、8119の1、8119の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小字茶ヤケ谷1158から1161まで・1165の2・8110(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、福知山市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第343号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和6年6月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
京都市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府京都府林務事務所治山課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、京都市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第344号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である京都市長から通知があった。

令和6年6月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 測量の地域
京都市北区紫竹、鷹峯、大宮、西賀茂及び上賀茂地内、左京区岩倉、静市、上高野、修学院、下鴨及び松ヶ崎地内、東山区本町地内、山科区東野、西野、竹鼻、音羽、大塚、大宅、柳辻及び栗栖野地内、南区上鳥羽及び久世地内、右京区太秦、嵯峨野、嵯峨、北嵯峨、梅津、北梅津、西京極、西院及び梅ヶ畑地内並びに伏見区久我、羽束師、下鳥羽、横大路、中島、深草、竹田、住吉、板橋、南浜及び桃山地内ほか

- (2) 測量の期間
令和6年5月31日から令和7年3月14日まで
- (3) 測量の種類
公共測量（数値地形図データ更新）
- 2(1) 測量の地域
京都市全域
- (2) 測量の期間
令和6年5月31日から令和7年3月14日まで
- (3) 測量の種類
公共測量（3D都市モデル作成）



京都府告示第345号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和6年6月28日から令和6年7月12日まで縦覧に供する。

令和6年6月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 八幡京田辺インター線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
八幡市美濃山細谷72の1から	前	最小 12.8 ^m 最大 13.3	15.3 ^m
	後	最小 12.8 最大 13.3	
八幡市美濃山出島13の2まで	後	最小 12.8 最大 13.3	

- (4) 縦 覧 場 所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課
- 2(1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 交野久御山線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
八幡市欽明台東3の1から	前	最小 13.0 ^m 最大 22.5	100.8 ^m
	後	最小 13.0 最大 28.4	
京田辺市松井手水ヶ谷57の1まで	後	最小 13.0 最大 28.4	

- (4) 縦 覧 場 所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第346号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和6年6月28日から令和6年7月12日まで縦覧に供する。

令和6年6月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 八幡京田辺インター線
- (3) 供用開始の区間及び予定日

区 間	予 定 日
八幡市美濃山細谷72の1から 八幡市美濃山出島13の2まで	令和6年7月1日

- (4) 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 交野久御山線
- (3) 供用開始の区間及び予定日

区 間	予 定 日
八幡市欽明台東3の1から 京田辺市松井手水ヶ谷57の1まで	令和6年7月1日

- (4) 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第347号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、次の法人を住宅確保要配慮者居住支援法人として指定した。

令和6年6月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所
合同会社セブンスターズ

- 京都市西京区桂野里町1番地7
- 2 支援業務を行う事務所の所在地
京都市右京区西院西淳和院町20番3

京都府告示第348号

京都府府営住宅条例に基づく数値及び京都府府営住宅条例施行規則に基づく数値を定めた告示（平成10年京都府告示第55号）の一部を次のように改正し、令和6年7月1日から施行する。

令和6年6月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

表洛西西境谷団地の項中

1～3、 5～12棟	0.8424	を
4棟	0.8724	

1、3、 6～12棟	0.8424	に改
2、4、 5棟	0.8724	

める。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和6年6月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
関西文化学術研究都市センター株式会社
奈良市右京一丁目2番地
代表取締役社長 大森 直樹

- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 サンタウンプラザこすもす館
 木津川市相楽台一丁目 1 番の 1 ほか
- (3) 変更の内容

変更した 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日	変更理由
大規模小売 店舗におい て小売業を 行う者の氏 名又は名称 及び住所並 びに法人に あつては代 表者の氏名	イオンリテ ール株式会 社 千葉県美浜 区中瀬一丁 目 5 番地の 1 代表取締役 井出 武美 ほか60業者	イオンリテ ール株式会 社 千葉県美浜 区中瀬一丁 目 5 番地の 1 代表取締役 井出 武美 ほか57業者	令 5. 7. 1 ほか	小売業を行う 者の退店及び 出店のため

- 2 届出年月日
 令和 6 年 6 月 7 日
- 3 縦覧場所
 京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進
 課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 4 縦覧期間
 令和 6 年 6 月 28 日から令和 6 年 10 月 28 日まで
- 5 意見書の提出先
 京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進
 課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の
 規定により、三俣土地改良区の定款の変更を令和 6 年 6
 月 17 日認可した。

令和 6 年 6 月 28 日
 京都府知事 西 脇 隆 俊

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項に
 おいて準用する同法第10条第 1 項の規定により、次の土
 地改良事業計画の変更については、令和 6 年 6 月 17 日認
 可した。

令和 6 年 6 月 28 日
 京都府知事 西 脇 隆 俊

土地改良事業の名称	地 区
三俣土地改良区営土地改良事業（維持管 理）	三 俣

京田辺市から綴喜都市計画地区計画（多々羅地区）の
 決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法
 （昭和43年法律第100号）第20条第 2 項の規定により、
 京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和 6 年 6 月 28 日
 京都府知事 西 脇 隆 俊

京田辺市から綴喜都市計画用途地域の変更に係る図書
 の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律
 第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第
 2 項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦
 覧に供する。

令和 6 年 6 月 28 日
 京都府知事 西 脇 隆 俊

京田辺市から綴喜都市計画特別用途地区の変更に係る
 図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年
 法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20
 条第 2 項の規定により、京都府山城北土木事務所におい
 て縦覧に供する。

令和 6 年 6 月 28 日
 京都府知事 西 脇 隆 俊

京田辺市から綴喜都市計画高度地区の変更に係る図書
 の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律
 第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第
 2 項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦
 覧に供する。

令和 6 年 6 月 28 日
 京都府知事 西 脇 隆 俊

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和 6 年 6 月 28 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
長岡京市天神一丁目204
(関連区域)
長岡京市天神一丁目204の1の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
長岡京市天神一丁目4の11
西小路 八千代
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
宇治市槇島町一丁目33の1、34
(関連区域)
宇治市槇島町一丁目21の2の一部、31の4の一部、五才田13の2の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
宇治市木幡南山3の4
山城農産株式会社
- 3(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
京田辺市興戸塚ノ本49の1、51の1
(関連区域)
市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
京田辺市興戸御垣内49
桐山 政則

教 育 委 員 会

京都府教育委員会教育長告示第 6 号

落札者を次のとおり決定した。

令和 6 年 6 月 28 日

京都府教育委員会

教育長 前 川 明 範

- 1 業務の名称及び数量
京都府立工業高等学校教育用コンピュータ等校内ネットワークシステムの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府立工業高等学校
福知山市宇石原小字上野45番地
- 3 落札決定日
令和 6 年 5 月 31 日
- 4 落札者の名称及び所在地
東京センチュリー株式会社京都支店

- 京都府京都市中京区烏丸通押小路の秋野々町535番地
- 5 落札金額
295,284,000円
- 6 契約の方法
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和 6 年 4 月 19 日

公 安 委 員 会

京都府道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 6 月 28 日

京都府公安委員会

委員長 増 田 壽 幸

京都府公安委員会規則第 7 号

京都府道路交通規則の一部を改正する規則

京都府道路交通規則（昭和35年京都府公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 京都市道久世橋通の項の次に次のように加える。

京都市道久世35号線	京都市南区久世築山町452の4先から京都市南区久世殿城町575先まで
------------	------------------------------------

別表第 1 の 2 八幡市道石ノ塔中堤線の項の次に次のように加える。

八幡市道山手幹線	八幡市美濃山宮道55の1先から八幡市欽明台北103先まで
八幡市道欽明台北4号線	八幡市欽明台北6先から八幡市欽明台北4の2先まで

附 則

この規則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。